

ユーザー評価及び審査官向けアンケートに基づく 今後の審査の品質管理・品質向上に向けた方向性

令和5年2月17日

特許庁 調整課・意匠課・商標課



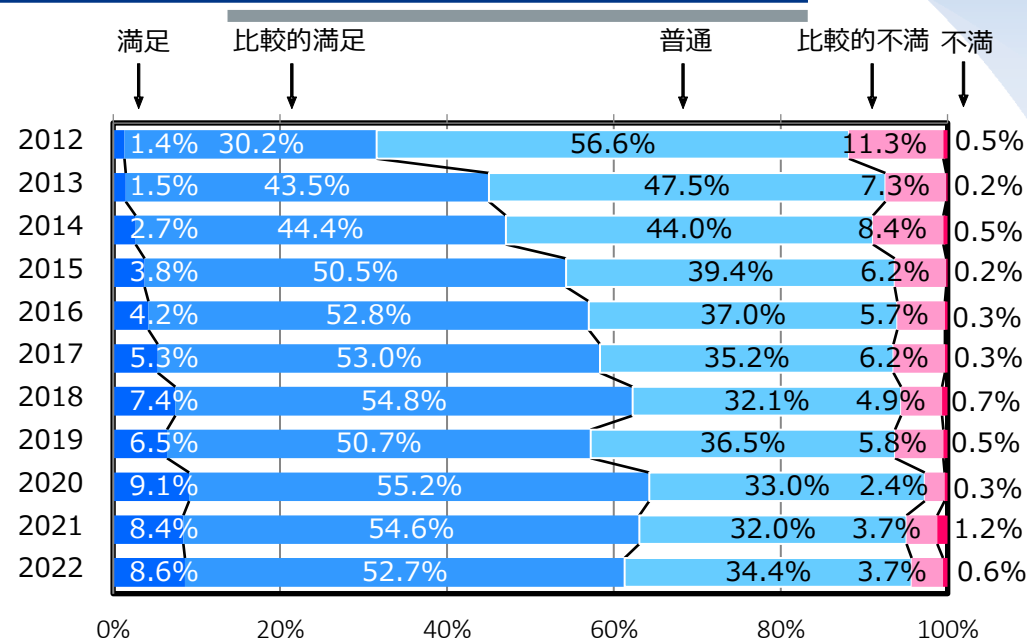
特許

意匠

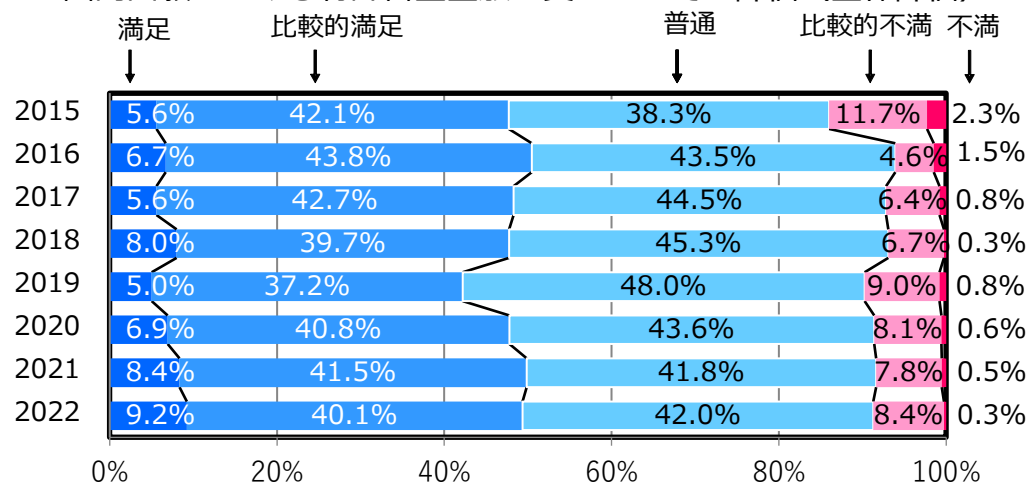
商標

審査の質についてのユーザー評価調査

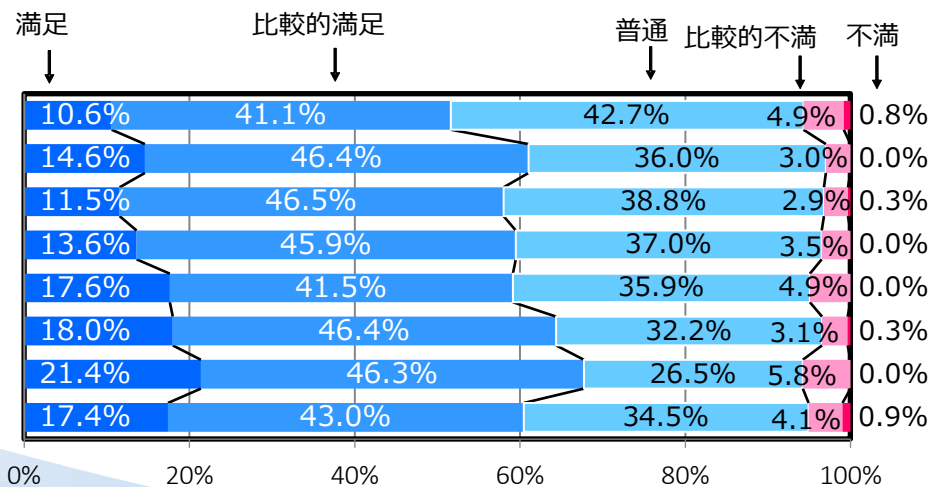
- 国内外の出願人・代理人による特許審査の質の評価を2012年度から調査
- 意匠は2015年度、商標は2014年度から調査
- 出願件数上位の企業等を対象に調査票を送付
- 審査全般の質等について満足・比較的満足・普通・比較的不満・不満の5段階評価で回答を依頼
- 調査結果を毎年報告書として公表
- 分析結果を審査関連施策に反映



国内出願における特許審査全般の質についての評価（全体評価）

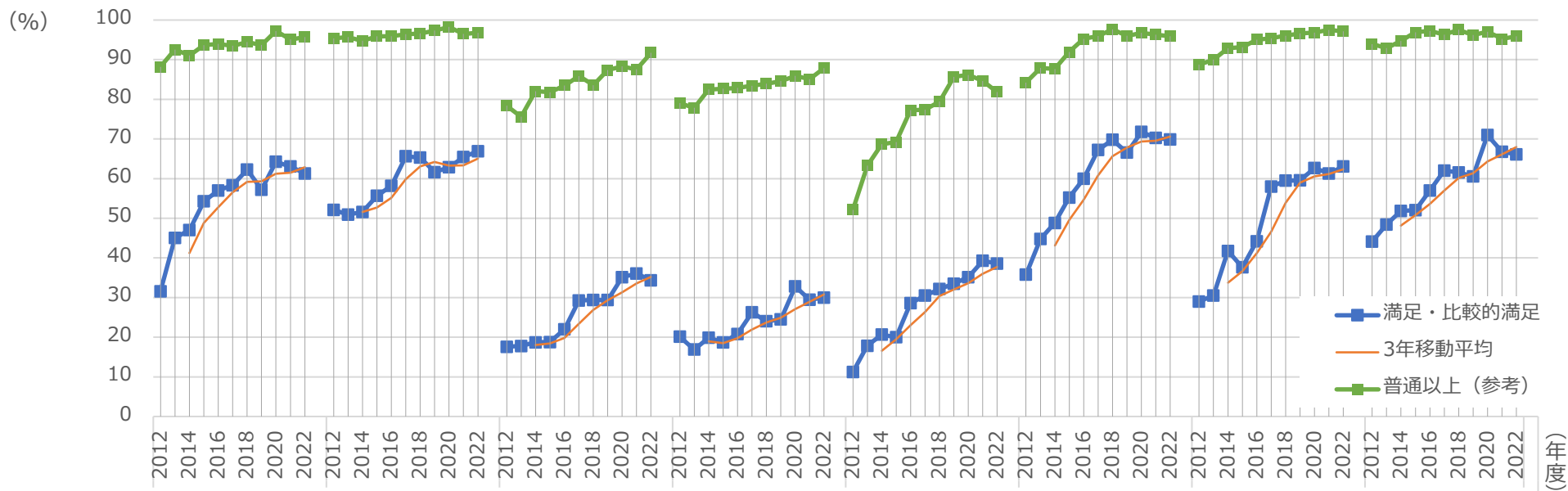


商標審査全般の質についての評価（全体評価）



特許庁 意匠審査全般の質についての評価（全体評価）

- ・ 評価項目毎のユーザー側の評価の現状は？
- ・ 効果的な対策を検討するための、さらなる品質検証は？



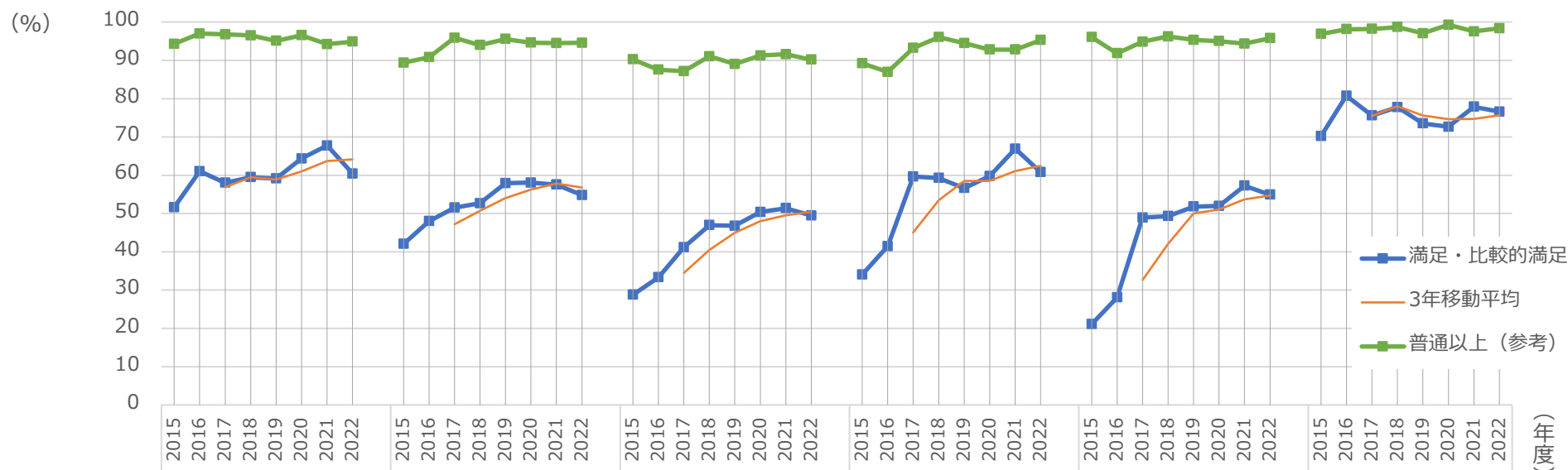
プロセス	全体	サーチ			判断	起案		面接等
評価項目	特許審査全般の質	国内特許文献の調査	外国特許文献の調査	非特許文献等の調査	判断の均質性	拒絶理由通知等の記載のわかりやすさ	拒絶査定等の記載のわかりやすさ	面接、電話等における審査官とのコミュニケーション
評価の割合	◎	◎	△	△	△	◎	◎	◎
推移	△	○	○	◎	△	△	△	△

満足・比較的満足の評価の割合

◎ : 60%以上
○ : 50%以上60%未満
△ : 50%未満

3年移動平均の推移

◎ : 3年移動平均の各年変化量が、2021・2022の2期連続で全期間平均を上回っている
○ : 3年移動平均の各年変化量が、2021・2022のいずれかで全期間平均を上回っている
△ : 3年移動平均の各年変化量が、2021・2022の2期連続で全期間平均を下回っている



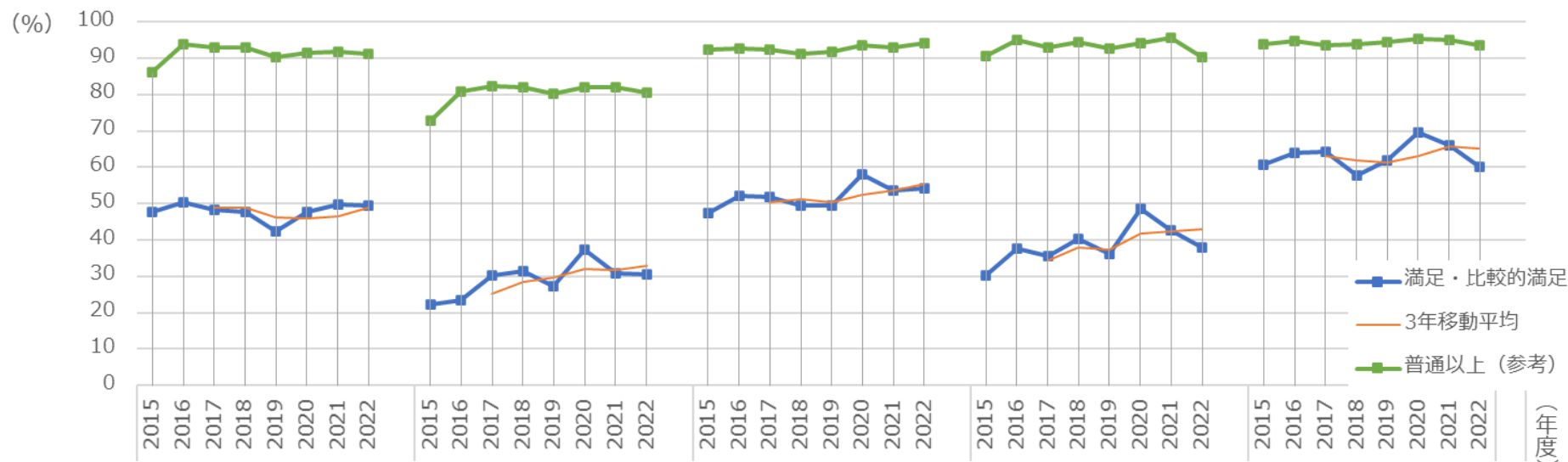
プロセス	全体	サーチ	判断	起案		面接等
評価項目	意匠審査全般の質	サーチ（先行意匠調査）の的確性	判断の均質性	拒絶理由通知等（拒絶査定を除く）の記載の分かりやすさ	拒絶査定の記載の分かりやすさ	面接、電話等における審査官とのコミュニケーション
評価の割合	◎	○	△	◎	○	◎
推移	○	△	△	△	△	○

満足・比較的満足の評価の割合

◎：60%以上
○：50%以上60%未満
△：50%未満

3年移動平均の推移

◎：3年移動平均の各年変化量が、2021・2022の2期連続で全期間平均を上回っている
○：3年移動平均の各年変化量が、2021・2022のいずれかで全期間平均を上回っている
△：3年移動平均の各年変化量が、2021・2022の2期連続で全期間平均を下回っている



プロセス	全体	判断	起案		面接等
評価項目	商標審査全般の質	審査官間の判断の均質性	拒絶理由通知書の記載内容：必要な説明がされているか	拒絶査定に記載内容：必要な説明がされているか	電話、面接等における審査官とのコミュニケーション
評価の割合	△	△	○	△	◎
推移	◎	△	◎	△	○

満足・比較的満足の評価の割合

- ◎：60%以上
- ：50%以上60%未満
- △：50%未満

3年移動平均の推移

- ◎：3年移動平均の各年変化量が、2021・2022の2期連続で全期間平均を上回っている
- ：3年移動平均の各年変化量が、2021・2022のいずれかで全期間平均を上回っている
- △：3年移動平均の各年変化量が、2021・2022の2期連続で全期間平均を下回っている

令和3年度審査品質管理小委員会

＜改善提言 4＞ 品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

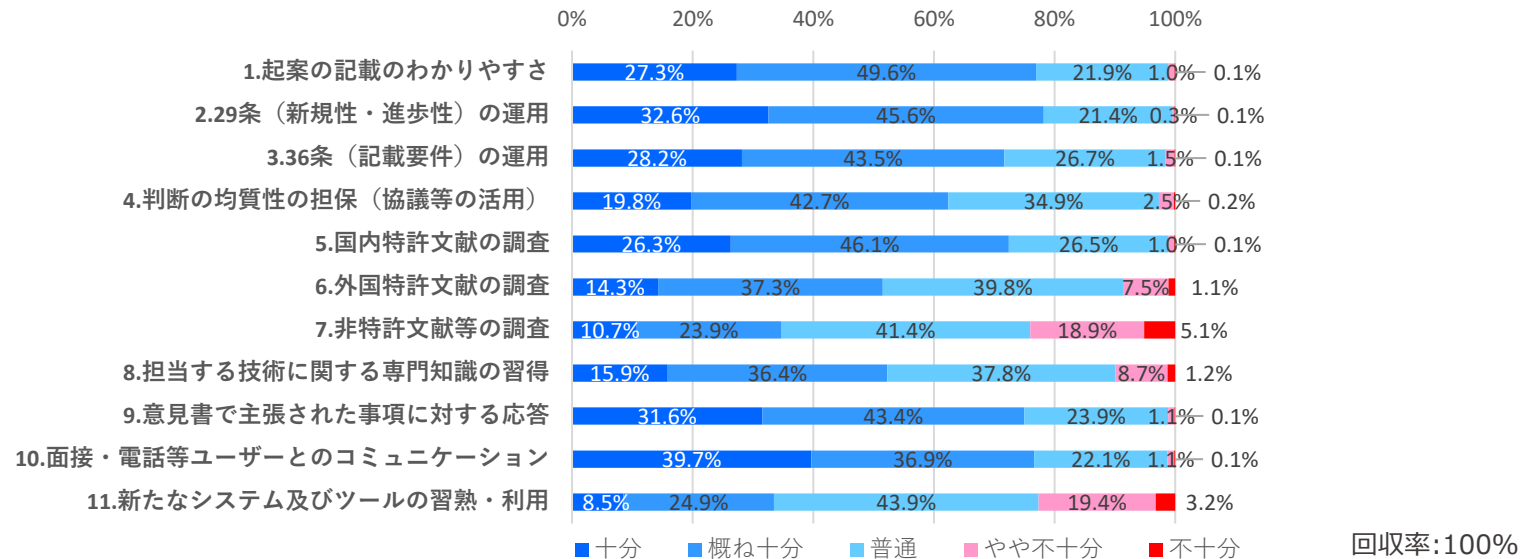
- (a) USPTOの品質管理においては、外部調査（ユーザー側の認識調査、すなわちユーザー評価調査）に加えて、内部調査（審査官側の認識調査）も実施されており、internal factors（研修等が審査能力向上に繋がったか）と external factors（出願人が審査の質の向上に協力的だったか）が調査されている。**ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効**であり、JPOも同様の調査を行うことを期待する。

ユーザーの期待に応える審査を提供するために

- 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査し、課題を分析・抽出する。
- 個々の課題に応じたメリハリのある効果的な対策を講じる。

① ユーザー評価調査の調査観点についての審査官側の認識（自己評価）

- ユーザー評価調査の調査項目と同様の観点について、全審査官を対象に、自身が日頃実践できていると感じる程度を5段階（十分～不十分）で自己評価

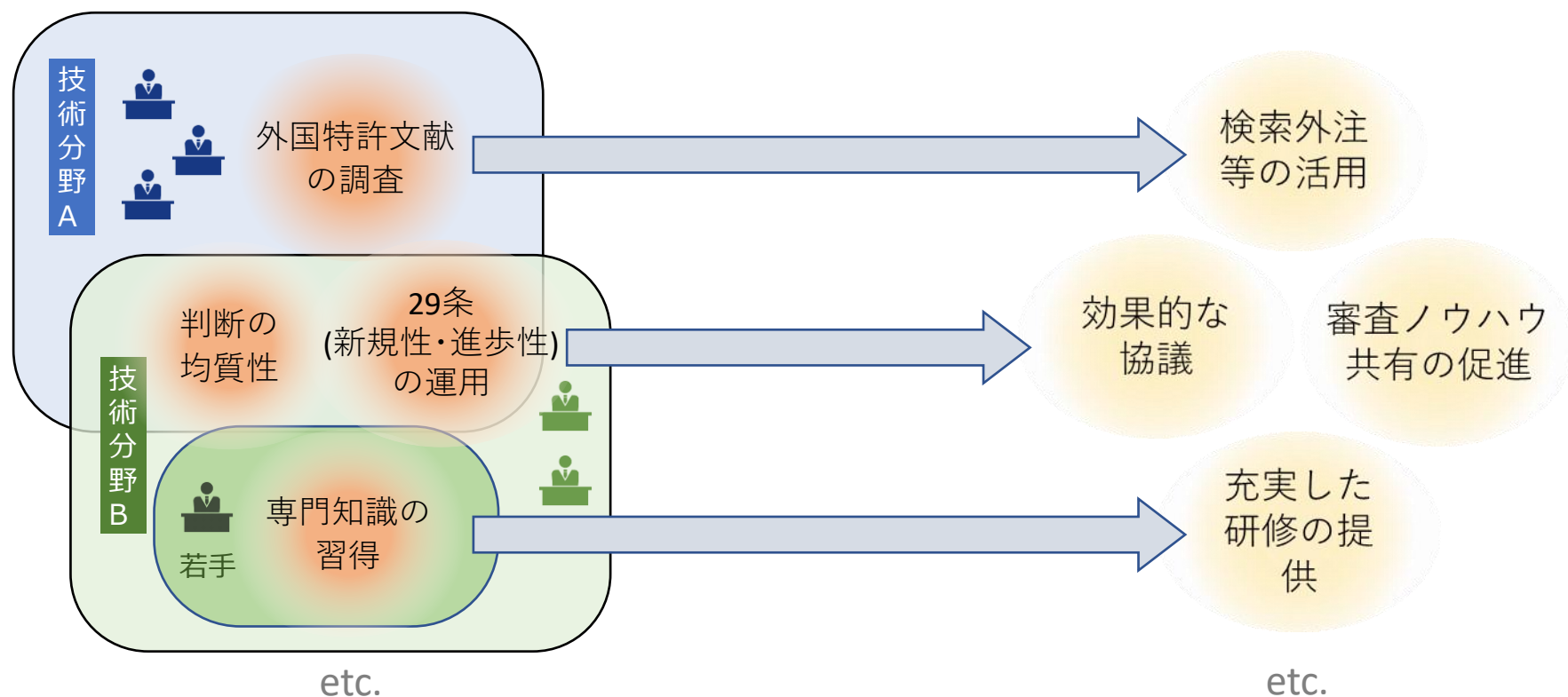


② ユーザー評価との比較による課題の把握、審査官の担当分野・属性毎の対策

- ユーザー側の評価と審査官側の自己評価との乖離の程度を踏まえつつ、特にユーザー側の評価が相対的に低い項目を中心に分析し、課題を把握する（乖離大：判断の均質性、29条(新規性・進歩性)・36条(記載要件)の運用、乖離小：外国特許文献・非特許文献等の調査、専門知識の習得）。
- 審査官の認識については、担当技術分野・属性（若手、中堅、ベテラン）等に細分化して強み・弱みを分析し、対象に応じたきめ細かな対策を検討する。

● 課題や属性に応じたメリハリのある品質管理

限られた審査リソースの中、重点課題を定め、個々の課題に応じたターゲットの設定や効果的な対策・取組を実施



組織全体としての品質向上を促進

ユーザーとの特許権の共創

共創の目的

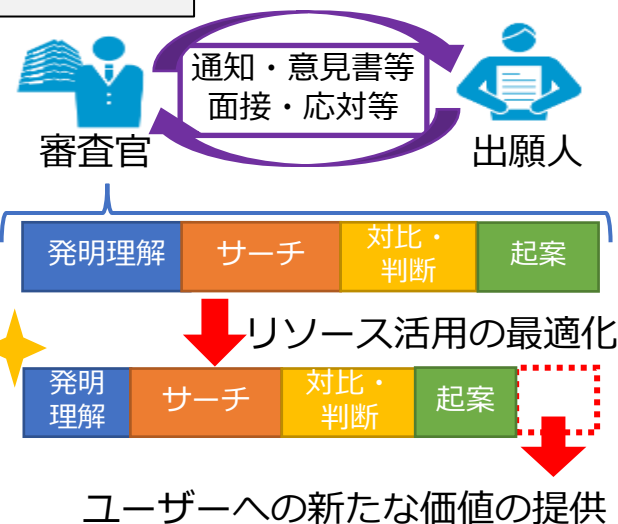
- 特許庁のミッション・ビジョンでは、イノベーションを促進するための新たな価値が生み出される知財エコシステムの協創を掲げており、その実現のためには、特許審査部ではユーザーの皆様との信頼・協力が必要だと考えています。
- 知財エコシステムの基盤である特許審査におけるユーザーの皆様と審査官との共通の目的である「強く・広く・役に立つ特許権」を「共創」という観点で、相互の信頼・協力関係に基づいて、特許審査全体の効率及び品質の向上とともに、新たな価値が提供できる制度・運用の確立を目指します。

「強く・広く・役に立つ特許権」に向けた「共創」のイメージ

「共創」とは、共通の目的に向かい、複数の主体が各々リソースを持ち寄って、一つの主体では創出が困難な新しい価値を生み出すこと。

①出願人と審査官が有する情報には、その立場の違いに起因して差異があることから、権利化に向けて必要な情報を互いに最大限提供しあうことにより、相互理解を深化。

②リソースがともに限られていることから、「強く・広く・役に立つ特許権」を共創するために、互いのリソースの活用を最適化。出願人を含むユーザー全体と審査官の双方にとってより望ましい特許審査の制度・運用を確立。

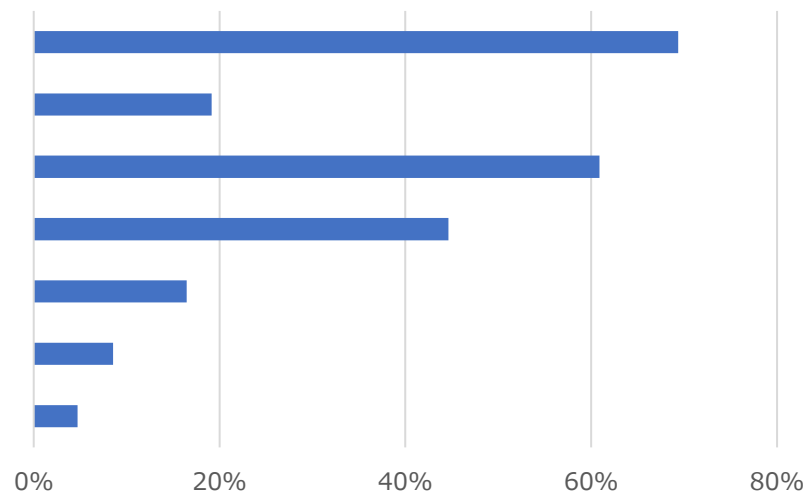


● ユーザー＆審査官双方にとって望ましい共創の実現

- ・ 審査の質向上に向けて、ユーザー評価調査を通じてユーザーの皆様の期待を審査官側が受け取めるとともに、審査官向けアンケートの結果を通じて審査官の思いをユーザーの皆様に伝え、双方が理解を深める。
- ・ 限られたリソースの活用を最適化し、ユーザーの皆様と審査官の双方にとってより望ましい品質管理・品質向上の取組を検討する。

審査官側が審査の質向上の観点で重視しているユーザー側の対応

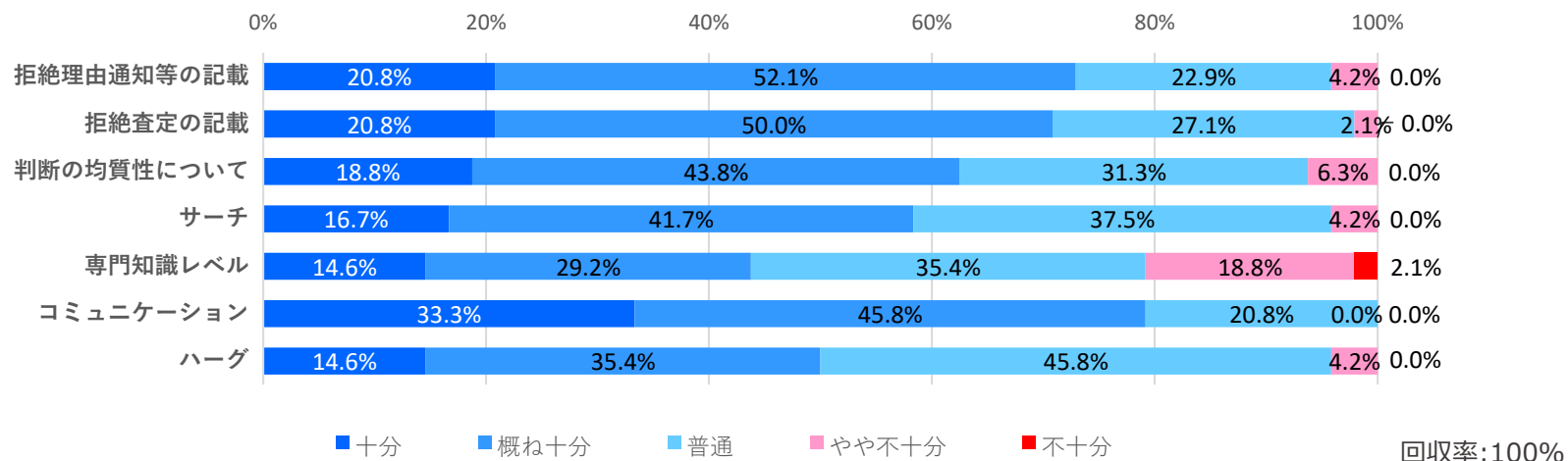
- ・ 明細書等の質の向上（分かり易い明細書、図面、翻訳文の作成）
- ・ 出願前の先行技術調査の充実
- ・ 発明の技術レベルや開示の程度に見合う特許請求の範囲
- ・ ポイントを押さえた意見書や手続補正書
- ・ 応答期限まで十分な余裕を見込んだ面接・電話等の依頼
- ・ 面接・電話等での円滑なコミュニケーション
（事前の十分な論点整理、分かり易い説明資料の準備等）
- ・ 特になし



※審査官が審査の質向上の観点で重視しているユーザーの対応を、各項目の中から最大3つまで聴取

①ユーザー評価調査の調査観点についての審査官側の認識（自己評価）

- ユーザー評価調査の調査項目と同様の観点について、全審査官を対象に、自身が日頃実践できていると感じる程度を5段階（十分～不十分）で自己評価

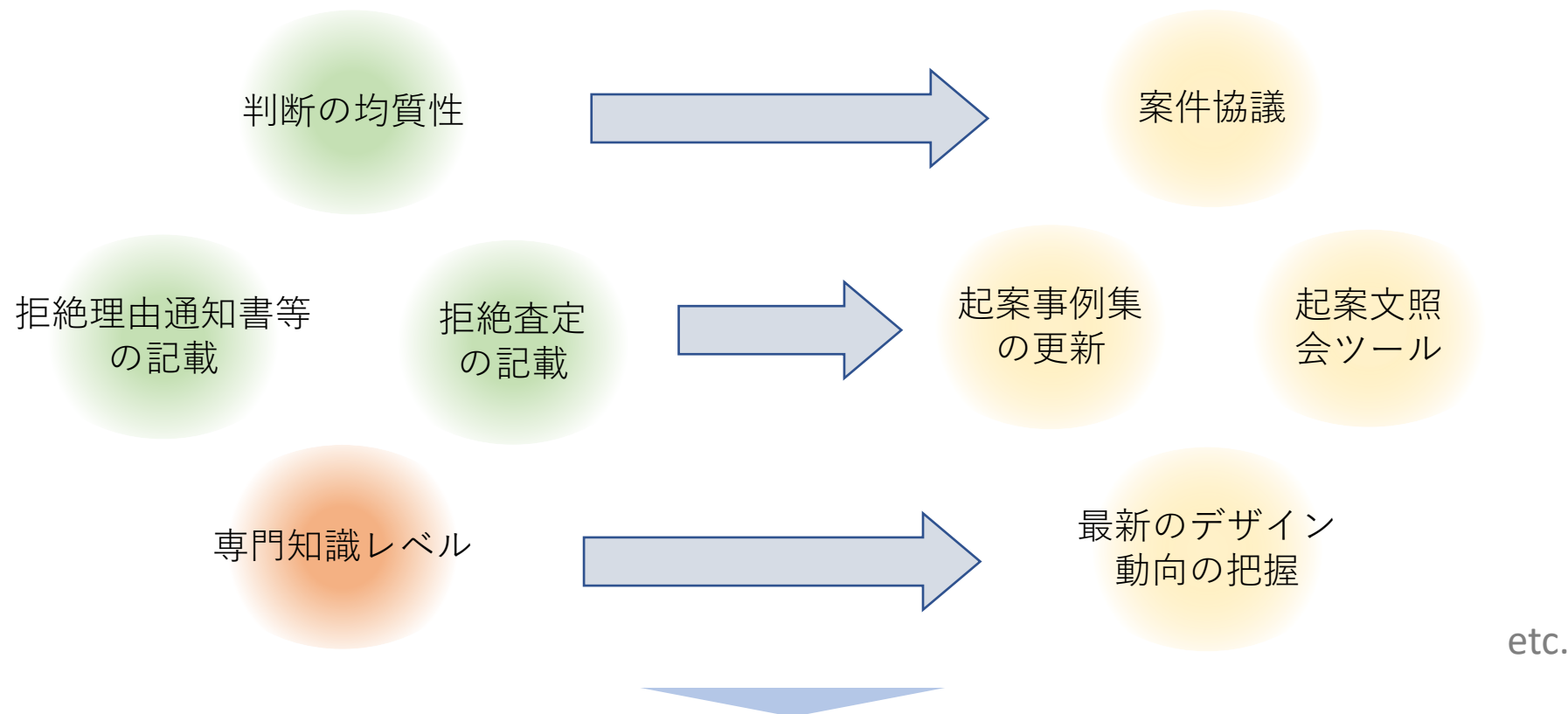


②審査の質の向上のための取組の優先付け

- ユーザー評価調査を基に、審査の質の向上のための取組について、重要項目を定め、取組を進める（令和4年度報告においては、判断の均質性、拒絶理由通知等の記載、拒絶査定に記載を重点項目としている）
- 審査官向けアンケートからも、課題を分析し、注力する項目を検討する

● 課題に応じたメリハリのある品質管理

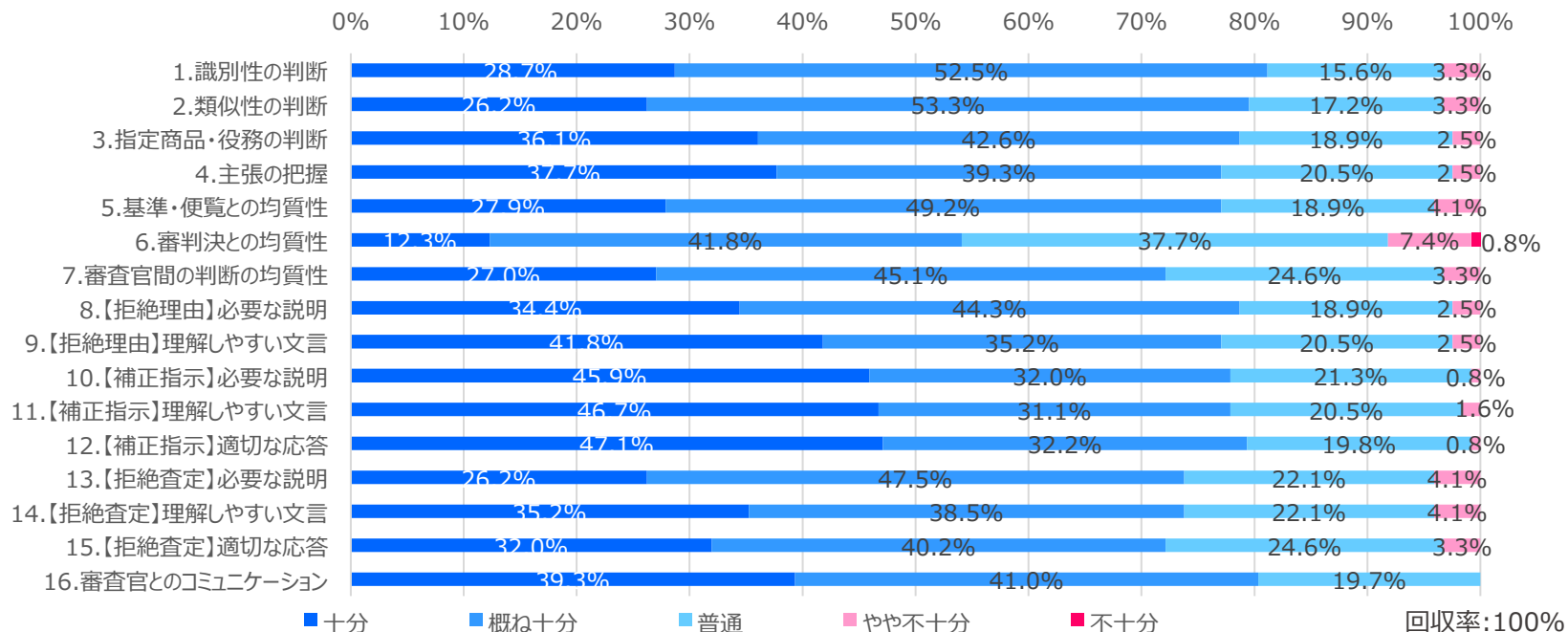
限られた審査リソースの中、重点課題を定め、個々の課題に応じたターゲットの設定や効果的な対策・取組を実施



組織全体としての品質向上を促進

① ユーザー評価調査の調査観点についての審査官側の認識（自己評価）

- ユーザー評価調査の調査項目と同様の観点について、全審査官を対象に、自身が日頃実践できていると感じる程度を5段階（十分～不十分）で自己評価



② 審査官側の認識に基づく課題の把握・対策の検討

ユーザー評価調査を踏まえ、審査官側の認識の分析から得られる審査の質に関する特筆すべき課題の把握

- 審査官側の認識として「十分」層が少なく「不十分」層が多い「審判決との均質性」
- 審査官側の認識として「不十分」層がない「審査官とのコミュニケーション」

● 課題に応じたメリハリのある品質管理

限られた審査リソースの中、重点課題を定め、個々の課題に応じたターゲットの設定や効果的な対策・取組を実施

